

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表16号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年2月20日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

2. 監査年月日

平成 29 年 2 月 6 日（月）

3. 監査対象の課等

産業環境部産業観光課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 11 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 12 月 21 日～平成 29 年 2 月 6 日（1 月 30 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 所掌事務の概要

農林、水産及び畜産に係る事務、商工業の振興、観光行事の開催、観光施設の設置・運営及び管理、観光の核づくり、大磯港の活性化、指定管理に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項目について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

7. 意見・要望

- ・「交流人口の増加と定住人口の安定化」という命題のもと、町の経済環境、経済発展の核として、産業の振興、みなとからの観光発信を含めた観光事業の推進に努められたい。
- ・人員の課題について、港湾事務所が離れていることもあり、人材交流も含めてコミュニケーションを密にしていきたい。